

令和8年第6回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年6月25日)

奥州市農業委員会

令和 8 年第 6 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 25 日 (木)

午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（21名）、欠席委員（3名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸 (欠席)
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治 (欠席)

事務局職員

事務局長	千田 淳
事務局長補佐	佐々木 治彦
総務係	係長 佐藤 康平
	上席主任 小河原 哲也
	主任 千田 裕海絵
農地係	係長 佐藤 茂樹
	主任 照井 早織
	主事 佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第6回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員、15番、高橋浩幸委員、24番、伊藤周治委員です。

出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、菅原庄郎推進委員、菊地信也推進委員、岩渕修推進委員、阿部幸義推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、5番、千葉英宏委員、6番、鈴木喜一委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは 主要会務を報告し、諸般の報告といたします。1ページをご覧ください。期間は令和8年5月17日から6月16日までとなっております。

5月21日、胆沢ダム管理協議会総会、及び国道4号水沢東バイパス整備促進期成同盟会定期総会が開催され、伊藤会長が出席してございます。

5月25日、令和8年第5回総会が開催されております。農地法第3条、3条の3の規定による届出について、他7件についてご審議いただきました。

続けて、第2回農政専門委員会を開催し、農林関係税制改正に関する要望等について協議してございます。

5月26日、令和8年度第1回奥州市農業再生協議会総会が開催され、伊藤会長が出席してございます。

5月27日から28日、2日間にかけて、岩手県都市農業委員会会長会総会が滝沢市において開催され、伊藤会長が出席してございます。

6月2日、令和8年度全国農業委員会会長大会が東京で開催され、伊藤会長が出席してございます。

6月5日から本日25日まで、令和8年第2回奥州市議会定例会が開会されておりまして、伊藤会長出席してございます。

6月15日、岩手県農業会議理事会が盛岡市で行われ、伊藤会長が出席してございます。続けて、市町村農業委員会会長会議及び研修会が開催され、こちらも伊藤会長が出席してございます。

以上ご報告申し上げます。

議長 諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。6月15日の会議において、令和8年度岩手県農業委員会組織の重点取組事項のことでお話があったようですが、どのような内容だったのでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 この岩手県農業委員会組織の重点取り組み事項ですけれども、まず令和7年3月に作成した地域計画の推進、目標地図のブラッシュアップが大きく掲げられたところでございます。

加えて、日頃の農業委員会活動、いわゆる農地の最適化など、そちらの取り組みに関して、より強固にしていこうというところを掲げていたと聞いているところでございます。

22番委員 ありがとうございます。実現できることを祈っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書1ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得33件となります。

委員会へのあっせん希望は番号8、番号16、番号20、番号26、番号29の5件です。

番号8について水沢西地区担当の委員に、番号16について伊手地区担当の委員に、番号20について梁川地区担当の委員に、番号26について古城地区担当の委員に、番号29について若柳地区担当の委員に情報提供をさせていただき予定です。

農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号4、番号16、番号19、番号29の4件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。18番について教えてください。登記年月日が2つあることについて説明いただきたいです。よろしくお願いします。

議 長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 こちらにつきましては、届出人の親からの相続になるのですが、先代からの相続が三筆、それ以外のものである先々代以前の相続がされていなかった分を7月30日に登記したものです。届出人からすれば先代から受け継いだ形になっておりますので、届出としては一本になっておりました。

登記日がそれぞれ分かれておりましたので、2つ記載させていただいております。以上でございます。

22番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議 長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 9 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、7 件です。

解約の理由は、売り渡すための解約 3 件、農地中間管理機構に係る解約 2 件、
労力不足による解約 1 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のと
おりです。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 2 号について、報告説明が終わりましたが、本報告につきましては、議
席番号 19 番、高橋義典委員が番号 2 から番号 4 までに関連がありますので、農
業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 2 から番号 4 までを除き質
問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号については、番号 2 から番号 4 までを除き、終結
いたします。

議 長 次に、番号 2 から番号 4 までに係る質問に入ります。当案件については、農業
委員会等に関する法律第 31 条の規定により、19 番委員の退席をお願いします。

(9 時 49 分退席)

議 長 番号 2 から番号 4 までについて、質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号の番号 2 から番号 4 までについては終結いたしま
す。

19 番委員の退席を解除します。

(9 時 49 分着席)

議 長 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定につ
いてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 11 ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転 8 件、賃貸借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定
が 2 件の計 11 件です。

番号 1 は、高齢化のため、親戚へ贈与するものです。

番号2は、新規就農のため、総額20万円で売買するものです。田植え機、トラクター、バインダー、ハーベスターを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号3は、新規就農のため、総額1万円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号4は、後継者へ生前部分贈与するものです。

番号5は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万7102円です。

番号6は、持分移転のため、総額1万8000円で売買するものです。

番号7は、隣接地取得のため、金額5万円で売買するものです。

番号8は、隣接地取得のため、総額5万円で売買するものです。

番号9は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

以上、11件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は14ページからとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃貸権の設定が9件、使用貸借による権利の設定8件と、農地売買等事業に係る案件8件の合計25件となります。

番号1から番号17までは、農地中間管理機構が貸付人から賃貸権の設定など

を受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号 18 から番号 25 は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを、法人については、農地所有適格法人であることを、確認しております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 21 番、岩渕壽子委員が番号 12 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 12 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり。）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案については、番号 12 を除き、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、番号 12 を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に、番号 12 に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、21 番委員の退席をお願いします。

（9 時 56 分退席）

議長 番号 12 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。

本案の番号 12 については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号12については、計画案に異議なしと決定されました。

21番委員の退席を解除します。

(9時57分着席)

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書19ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は1件です。

番号1は、通路及び駐車スペース等を整備するもので、事業実測面積は96.94㎡です。

本件は追認案件ですので経緯の概要を説明します。

申請地は、土地所有者の自宅に隣接する農地であり、今回、土地所有者の息子夫婦の自宅を建てるため境界確認を行ったところ、農地と宅地の境界を誤認し、一部通路及び駐車スペース等の敷地が農地にはみ出して整備されていたことが判明いたしました。

本来であれば現状復旧すべきところですが、許可権者と協議の結果、農業用資材倉庫への通路は申請地のみであり、既存敷地内及びその周辺に代替地がないことから現状復旧とはせず、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、申請がなされました。

本件は補足説明資料に記載のとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書が申請者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

6月11日に星洋子委員、菅原庄郎推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行ったところ、申請内容のとおり通路及び駐車スペース等が整備されていることを確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書20ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は6件です。

番号1は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。

番号2は、売買により賃貸型障がい者グループホームを整備するもので、非農地を含む総事業面積は773.33㎡です。

番号3は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積217.81㎡です。

本件は一部追認案件ですので経緯の概要を説明します。

申請地は、土地所有者の自宅に隣接する農地であり、今回、土地所有者の息子夫婦の自宅を建てるため境界確認を行ったところ、農地と宅地の境界を誤認し、一部進入路敷地が農地にはみ出して整備されていたことが判明いたしました。

本来であれば現状復旧すべきところですが、許可権者と協議の結果、自宅前道路が狭く申請地を使用しなければ車両の進入が難しく、また、息子夫婦自宅の接道としても使用するものであり、既存敷地内及びその周辺に代替地がないことから現状復旧とはせず、追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、息子夫婦の自己住宅転用申請と併せて申請がなされ

ました。

本件は補足説明資料に記載のとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書が申請者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。

番号4、売買により大型クレーン資材置場を整備するもので、総事業実測面積は6471.86㎡です。

番号5は、贈与により自己住宅を整備するものです。

番号6は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、事業実測面積538.48㎡です。

いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号4を6月11日に星洋子委員、菅原庄郎推進委員と、番号5から番号6を6月10日に三浦正幸委員、岩渕修推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1から番号2のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号3は、草刈り等の維持管理はされており、申請内容のとおり一部進入路が整備されていることも確認いたしました。

番号4は、昨年まで耕作され農地として適正に管理されておりました。

番号5から番号6のいずれも、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定さ

れました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任

主任 議案書22ページをご覧ください。今月の案件は、4件です。

番号1は、昭和26年頃に作業場を整備して以来、宅地として利用しています。

番号2は、昭和61年頃に進入路及び生垣等を整備して以来、宅地として利用しています。

番号3は、昭和57年頃に店舗兼居宅を増築して以来、宅地として利用しています。

番号4は、平成16年頃に農機具及び資材置場等を整備して以来、雑種地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号2を6月11日に星洋子委員、菅原庄郎推進委員と、番号3を6月10日に松戸正雄委員、菊地信也推進委員と、番号4を6月11日に八重樫章委員、阿部幸義推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は全て証明願のとおり現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、それぞれ確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。
議 長 ご苦勞様でした。

(閉会 10 時 09 分)